

第28期 | 定時株主総会 招集ご通知

会議の目的事項

報告事項

- 第28期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第28期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案：剰余金の処分の件
- 第2号議案：定款一部変更の件
- 第3号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案：監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案：補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案：監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件
- 第9号議案：監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

開催日時 | 2024年12月24日(火曜日)午前10時
午前9時30分 配信開始予定

開催方法 | 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）
※株主様に実際にご来場いただく会場はございません。
※当社指定のウェブサイトを通じてご出席ください。詳細につきましては、5頁から9頁に記載の「バーチャルオンリー株主総会に関するご案内」をご確認ください。

証券コード 4475
2024年12月9日
(電子提供措置の開始日 2024年12月2日)

株 主 各 位

東京都渋谷区南平台町16番28号
H E N N G E 株 式 会 社
代表取締役社長 小 椋 一 宏

第28期定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

●当社ウェブサイト <https://hennge.com/jp/ir/stock/meeting/>



●ネットで招集 <https://s.srdb.jp/4475/>



●東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



上記のウェブサイトへアクセスしていただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

本総会におきましては、当社定款第12条第2項の定めに基づき、インターネット上でのみ開催する「場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）」の方式を採用しております。当日ご出席を希望される株主様は、5頁から9頁の「バーチャルオンリー株主総会に関するご案内」に従って、インターネットによる「バーチャル出席」の方法により、本総会にご出席くださいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書用紙のご郵送又はインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、4頁の「議決権行使のご案内」に従って、2024年12月23日(月曜日)午後7時(当社営業時間の終了時)までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時

2024年12月24日（火曜日） 午前10時（午前9時30分配信開始予定）
※通信障害等の影響により、本総会を上記日時に開会することが困難な場合、本総会は予備日である2024年12月25日（水曜日）午前10時に延期するものといたします。
※当社が予備日に本総会を開催することとした場合は、当社ウェブサイト（<https://hennge.com/jp/ir/stock/meeting/>）にて速やかにお知らせいたします。

2. 開催方法

場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）
※株主様に実際にご来場いただく会場はございません。
※当社指定のウェブサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる環境やお手続き方法等の詳細は、本通知5頁から9頁のご案内をご確認ください。

3. 会議の目的事項

【報告事項】

1. 第28期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第28期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件

【決議事項】

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

第9号議案

監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

以上

◎通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じた場合に備え、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることをするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、予備日である2024年12月25日（水曜日）午前10時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ウェブサイト（<https://hennge.com/jp/ir/stock/meeting/>）にてお知らせいたします。また、今後の状況により本総会の運営に大きな変更が生じた場合においても、当社ウェブサイトにて変更内容等をお知らせいたします。

◎本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。

◎書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本総会において議決権を行使されなかった場合は、書面又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。

- ◎事前の議決権行使につきまして、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。また、インターネットによる方法で、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- ◎代理人によるご出席を希望される株主様は、法令及び当社定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。お手続きの詳細に関しましては、5頁から9頁の「バーチャルオンリー株主総会に関するご案内」をご参照ください。
- ◎電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査した対象の一部であります。
 - 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
 - 事業報告の「会社の体制及び方針」
 - 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://hennge.com/jp/ir/stock/meeting/>) に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主様の重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権のご行使には下記の方法がございます。

株主総会 バーチャル出席



総会当日、当社の指定するバーチャル株主総会専用サイトからご出席いただき、画面の案内・議長の案内に従って議決権をご行使ください。

開催日時

2024年12月24日(火曜日)
午前10時

バーチャル株主総会
専用サイト



<https://web.sharely.app/login/henngc-28>

議決権行使書用紙



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2024年12月23日(月曜日)
午後7時00分到着分まで

インターネット



当社の指定する議決権行使ウェブサイトに従って各議案に対する賛否をご入力の上ご送信ください。

行使期限

2024年12月23日(月曜日)
午後7時00分まで

※同時刻までに入力を終え、送信する必要があります。お早めのご行使をお願いいたします。

議決権行使サイト



<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

当日オンライン上で議決権を行使される場合のご注意

- 5頁から9頁の「バーチャルオンリー株主総会に関するご案内」に従ってログインしてください。
- ログイン後、議長の案内に従って、「決議」ボタンより各議案に対する賛否をご入力ください。
- 書面又はインターネットによる議決権行使を事前に行った株主様が、当日、バーチャル出席された場合の取扱いは次のとおりです。
 - 当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。
 - 当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効とします。

当日の
お問い合わせ先

Sharely株式会社
03-6683-7661
2024年12月24日(火曜日)
午前9:00から株主総会終了まで

議決権行使書のご記入方法



第3号議案
第4号議案
について

- 全員賛成の場合
賛に○印
- 全員反対の場合
否に○印
- 一部候補者に反対の場合
賛に○印をし、反対する
候補者番号を右の空欄
に記入

事前にインターネットで議決権を行使される場合のご注意

- パスワード(株主様が変更されたものを含む)は、今回の株主総会のみ有効ですのでご注意ください。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

システム等に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

☎0120-768-524

(受付時間 9:00~21:00 年末年始を除く)

【ご注意】

郵送による議決権の行使において、各議案に賛否の記載がなかった場合には、賛成の意思表示がされたものとして、取り扱わせていただきます。

<バーチャルオンリー株主総会に関するご案内>

本総会は、インターネット上でのみ開催する「場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）」の方式を採用しており、株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、あらかじめご了承ください。当日ご出席を希望される株主様は、以下のとおり、インターネットによる「バーチャル出席」の方法により、本総会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

バーチャル出席される株主様は、当日ライブ配信にて本総会の議事の様子をご視聴いただきながら、議決権行使のほか、本総会の目的事項に関するご質問、動議のご提出が可能です。

なお、通信環境等の影響により、ライブ配信の画像や音声の乱れ、あるいは一時的な通信の不通等の障害が発生する可能性があります。このような通信障害等の影響により本総会の開催又は継続が困難であると当社が判断した場合には、2頁に記載のとおり、本総会の延期又は続行させていただく場合がございます。

万が一、本総会の開催又は継続が困難となった場合には、本総会の延期又は続行に関する情報を含め、当社ウェブサイト（<https://hennge.com/jp/ir/stock/meeting/>）にて速やかに株主の皆様へお知らせいたします。

1. バーチャル出席に必要な環境

最新バージョンのブラウザ、OSを使用し、インターネット接続が良好であることをご確認ください。具体的には以下の環境を推奨いたします。

パソコンでご利用の場合	最新バージョンのGoogle Chrome、Microsoft Edge、Safari	
スマートフォンでご利用の場合	iOS	最新バージョンのSafari
	Android	最新バージョンのGoogle Chrome
タブレットでご利用の場合	最新バージョンのGoogle Chrome、Safari	
その他	最低20Mbps以上のインターネット接続	

※上記ご利用環境においても、OSとブラウザの組み合わせ又はブラウザの設定状況によっては不具合が発生する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※バーチャル出席いただくにあたり、参加場所及び通信環境については株主様ご自身でご用意いただく必要がございます。また、通信料等は株主様のご負担となります。株主様ご利用のパソコン、スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合につきましては、当社では一切の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

2. 当日のご出席方法

(1) 開催日時

2024年12月24日（火曜日）午前10時（午前9時30分配信開始予定）

※通信障害等が発生し、本総会の開催又は継続が困難であると当社が判断した場合には、予備日である2024年12月25日（水曜日）午前10時より本総会を開催いたします。

(2) アクセス方法

HENNGE株主総会サイト

接続先URL：<https://web.sharely.app/login/hennge-28>



- ①上記URLをご入力いただくか、QRコードを読み込み、アクセスしてください。
- ②接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従ってご入力いただき、ログインしてください。
※必要事項をご入力いただきますと、すぐにご利用が可能です。
※海外にお住まいの株主様は、画面下部の「Are you an overseas resident?」をクリックしていただき、「株主番号」及び「保有株式数」をご入力いただき、ログインしてください。
※株主番号等がご不明の場合は、下記URLをご参照ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914>

(3) 株主総会の延期又は続行の決定権限の委任採決の方法

本総会の当日、冒頭にて「通信障害等により議事に著しい支障が生じた場合は、本総会の延期又は続行を決定する権限を議長に対して委任する」旨の決議を行います。
バーチャル出席される株主様は、本総会の当日に議長が指定する時間内に、当該採決に対する賛否の意思表示をお願い申し上げます。なお、複数回の意思表示をされた場合、最後に行われたものを有効として取り扱いますので、あらかじめご了承ください。

(4) 当日質問の方法

- ・前記「(2) アクセス方法」に従ってログイン後、議長の指示に従って、画面下の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力の上、ご送信ください。
- ・ご質問は、お一人様1送信につき1問とし、ご入力いただく文字数は150字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、要点を簡潔にまとめてご入力ください。
- ・株主様のご関心が高いご質問を中心に、本総会にてご回答させていただくことを予定しております。
- ・質疑応答の時間には限りがございますため、本総会にて全てのご質問に対してご回答することができない場合がございます。その場合は、後日、当社ウェブサイト(<https://henge.com/jp/ir/stock/meeting/>)に、ご質問内容及びこれに対するご回答の全部又は一部を掲載することを予定しております。
- ・同一又は類似のご質問を多数回連続して送信したり、特定の個人に対する誹謗中傷、攻撃等の不適切な内容を含むご質問を送信するなど、議事の進行に支障があると当社が判断した場合には、当該ご質問を送信した株主様からのご質問を強制的に削除させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(5) 当日の議決権行使方法及び事前議決権行使の取り扱い

本総会の当日、議事の内容をご視聴いただいたうえで議決権行使を行っていただくことが可能です。
前記「(2) アクセス方法」に従ってログイン後、議長の指示に従って、画面下の「決議」ボタンより各議案に対する賛否をご入力の上、ご送信ください。

【受付開始】2024年12月24日（火曜日）午前10:00より

書面又はインターネットによる議決権行使を事前に行った株主様が、当日、バーチャル出席された場合の取り扱いは次のとおりです。

- ①当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。
また、当日の議決権行使を複数回された場合は、最後に送信されたものを有効なものとしたします。
- ②当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効とします。

(6) 動議の提出方法

動議のご提出を希望される株主様は、前記「(2) アクセス方法」に従ってログイン後、議長
の指示に従って、画面下の「動議」ボタンより動議内容をご入力の上、ご送信ください。
※同一又は類似の動議を多数回連続して送信したり、特定の個人に対する誹謗中傷、攻撃等の不適切な
内容を含む動議を送信するなど、議事の進行に支障があると当社が判断した場合には、当該動議を送
信した株主様からの動議を強制的に削除させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

3. 事前質問の方法

事前質問受付サイト

接続先URL：https://web.sharely.app/e/henngge-28/pre_question



- ①上記URLをご入力いただくか、右記のQRコードを読み込み、アクセスしてください。
- ②接続されましたら、前記「(2) アクセス方法」に従ってログインしてください。
- ③ログイン後、本総会の目的事項に関する質問内容をご入力の上、ご送信ください。
※ご質問は、お一人様1回の送信につき1問とし、ご入力いただく文字数は150字までとさせていただきます。
※ご質問内容を正確に把握できるよう、要点を簡潔にまとめてご入力ください。
※株主様のご関心が高いご質問を中心に、本総会にてご回答させていただくことを予定しております。
※質疑応答の時間には限りがございますため、本総会にて全てのご質問に対してご回答することができ
ない場合がございます。その場合は、後日、当社ウェブサイト
(<https://henngge.com/jp/ir/stock/meeting/>)に、ご質問内容及びこれに対するご回答の全部又は一
部を掲載することを予定しております。

【事前質問の受付期間】 2024年12月3日（火曜日）午前0時から
2024年12月18日（水曜日）午後7時まで

4. 代理人によるご出席方法

代理人による本総会のご出席を希望される株主様は、法令及び当社定款の定めに従い、議決権を有
する他の株主様1名に委任いただきますようお願いいたします。ご希望の株主様は、本総会の開催に
先立って、当社に代理の意思表示を記載した書面（委任状）のご提出が必要となりますので、必要書
類をご準備のうえ、以下の提出先までご郵送又はご送信ください。

〈必要書類〉

●委任状

- ・委任する株主様（委任者）の記名押印（認印可、シヤチハタ不可）又は署名をお願いいたし
ます。
- ・当社より内容確認のためご連絡をさせていただく場合がございますので、日中連絡可能な電
話番号もしくはメールアドレスのご記載をお願いいたします。

●委任者及び受任者の各議決権行使書の写し

〈提出期限〉

2024年12月23日（月曜日）午後7時 必着

〈代理人に関する書類のご提出先〉

- 電子メールでご提出される場合
kabunushi-soukai@hennge.com 株主総会事務局 宛
- 郵送でご提出される場合
〒150-0036 東京都渋谷区南平台町16-28 Daiwa渋谷スクエア
HENNGE株式会社 株主総会事務局 宛

〈その他〉

- ・提出期限までに必要書類を当社にご提出いただけない場合は、代理人による出席は認められませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱いができない場合がございます。
- ・委任状のひな形は下記URLをご参照ください。

<https://onlinesokai-prod-public-files.s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/materials/2024-11-06-5751a2e73eba454d35ae5b3a12e6189e.pdf>

5. 当日のお問い合わせ先

本総会の当日専用のコールセンターをご用意いたしますので、ログイン方法、視聴方法及びシステム操作等に関するお問い合わせにつきましては、下記の電話番号までお電話をお願い申し上げます。

お問い合わせ先：Sharely株式会社 HENNGE株主総会事務局 宛
電話番号：03-6683-7661
受付日時：2024年12月24日（火曜日） 午前9時から株主総会終結の時まで

その他バーチャルオンリー株主総会のご利用方法に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。

FAQサイト：<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

6. 本総会の運営に関する通信障害対策

- ・通信障害時のマニュアルの整備等、システムの障害発生に備えた対策を講じます。
- ・本総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用します。
- ・通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じた場合に備え、あらかじめ予備日を設けます。
- ・事前にテクニカルリハーサルを実施し、回線状況等の不備がないか等を確認いたします。
- ・通信障害等により本総会の議事に著しい支障が生じた場合、議長が本総会の延期又は続行を決定することができるようにするため、その旨の決議を本総会の冒頭に行います。当該決議に基づき、本総会を延期又は続行する場合は、速やかに当社ウェブサイト (<https://hennge.com/jp/ir/stock/meeting/>) にてご案内いたします。

7. インターネットを使用することに支障のある株主様について

バーチャルオンリー株主総会へのご出席が容易となるよう、パソコンのみならず、スマートフォン端末等からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めておりますが、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様におかれましては、書面による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。

また、事前質問を書面又は電子メールにて受け付けます。書面又は電子メールにて事前質問の提出をご希望される株主様は、必要事項をご記載のうえ、以下の提出先までご郵送又はご送信ください。

〈必要事項〉

①株主様の氏名及び株主番号

②ご質問内容

- ・本総会の目的事項に関するご質問内容を、150字以内でご記載ください。
- ・ご質問内容を正確に把握できるよう、要点を簡潔にまとめてご記載ください。
- ・お寄せいただいたご質問につきましては、株主様のご関心が高いご質問を中心に、本総会にてご回答させていただくことを予定しております。
- ・質疑応答の時間には限りがございますため、本総会にて全てのご質問に対してご回答することができない場合がございます。その場合は、後日、当社ウェブサイト (<https://hennge.com/jp/ir/stock/meeting/>) に、ご質問内容及びこれに対するご回答の全部又は一部を掲載することを予定しております。

※上記所定事項の記載漏れ又は記載に誤り等があった場合には、お取り扱いができない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

〈提出期限〉

2024年12月18日（水曜日）午後7時 必着

※提出期限までに必要事項が当社に届かなかつた場合、お取り扱いができない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

〈ご提出先〉

●電子メールでご提出される場合

kabunushi-soukai@hennge.com 株主総会事務局 宛

●郵送でご提出される場合

〒150-0036 東京都渋谷区南平台町16-28 Daiwa渋谷スクエア

HENNGE株式会社 株主総会事務局 宛

その他注意事項

- ・当日は安定した配信に努め、通信障害等が発生した場合に備えたマニュアルの準備等の対策を行いますが、視聴される株主様の通信環境等を原因とした、ライブ配信の映像、音声の乱れ或いは一時的な通信不通などの障害等が発生する可能性があります。当社はこれら通信障害等によってバーチャル出席の株主様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・本総会当日において、株主様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良、遅延、音声等のトラブルにつきましてもサポートできかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・バーチャル出席いただくにあたり、出席場所、通信環境及び端末（パソコン・スマートフォン）等は、株主様ご自身で用意いただく必要がございます。なお、フィーチャーフォンからのバーチャル出席はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・バーチャル出席いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- ・バーチャル出席された株主様の行為が株主総会の秩序を乱すと議長により判断された場合、通信を強制的に途絶させていただく場合がございます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営について変更が生じる場合がございます。その場合は、当社ウェブサイト (<https://hennge.com/jp/ir/stock/meeting/>) にてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいませようお願ひ申し上げます。なお、当社ウェブサイトにて株主総会の運営についての変更をお知らせする方法に代えて、本総会当日に議長より株主総会の運営の変更についてご案内をする方法を探らせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは固く禁じます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は成長投資のための内部留保の確保と株主への利益還元のバランスを重視し、最大限の株主利益を実現するための配当政策を実施することを基本方針としております。これまで一層の事業拡大を目指すことが株主への最大の利益還元に繋がるとの考えから、成長投資に必要な内部留保の確保を優先しておりましたが、ARRの堅調な成長、安定した財務基盤、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円00銭
総額96百万円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年12月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第37条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第44条（中間配当）を削除する等所要の変更を行うものであります。
- (3) 今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう、取締役の員数の上限を10名から14名に増員するものであります。
- (4) 上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更等所要の変更を行うものです。

2. 変更内容

変更内容は、次のとおりです。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

（下線は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章総則 第1条～第3条 〈条文省略〉	第1章総則 第1条～第3条 〈現行どおり〉
（機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人 （新設）	（機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 （削除） （削除） <u>2 監査等委員会</u> <u>3 会計監査人</u>
第5条 〈条文省略〉 第2章株式 第6条～第11条 〈条文省略〉 第3章株主総会 第12条～第18条 〈条文省略〉	第5条 〈現行どおり〉 第2章株式 第6条～第11条 〈現行どおり〉 第3章株主総会 第12条～第18条 〈現行どおり〉

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章取締役および取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。 (新設)</p>	<p>第4章取締役および取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役は、14名以内とする。 <u>(2)前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) 〈条文省略〉 (3) 〈条文省略〉 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p> <p>(2) 〈現行どおり〉 (3) 〈現行どおり〉 (4) 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。 <u>(5)補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p>
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p><u>(2) 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 (削除)</p> <p>(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 (3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</p>
<p>第22条 〈条文省略〉</p>	<p>第22条 〈現行どおり〉</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会の決議によって、取締役社長1名を定めるものとし、必要により取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を定めるものとし、必要により取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第25条 〈条文省略〉</p>	<p>第25条 〈現行どおり〉</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役はこれに署名または記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役はこれに署名または記名押印し、または電子署名を行う。</p>
<p>第28条 〈条文省略〉</p>	<p>第29条 〈現行どおり〉</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>第30条 〈条文省略〉</p>	<p>第31条 〈現行どおり〉</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第31条 当会社の監査役は、3名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法) 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (3) 当会社は、<u>会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> (4) 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知) <u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>(2)監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法) <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規程) <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等) <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>(2)当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p>第5章監査等委員会 (監査等委員会の招集通知) <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>(2)監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第6章 会計監査人 第40条～第41条 〈条文省略〉	第6章 会計監査人 第34条～第35条 〈現行どおり〉
第7章 計算 第42条 〈条文省略〉	第7章 計算 第36条 〈現行どおり〉
(剰余金の配当) 第43条 剰余金の配当は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。 (2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(削除)
(中間配当) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。	(削除)
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(新設)	(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。 (2) 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (3) 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(配当金の除斥期間) 第45条 配当財産が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第28期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(2) 第28期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項に定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役6名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

なお、取締役候補者の選任につきましては、選任プロセスの客観性・透明性を高めるため、独立役員を委員の過半数とし、かつ独立役員を委員長とする任意の指名・報酬委員会での審議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
1	<p>再任</p> <p>おぐら かずひろ 小椋 一宏</p> <p>(1975年3月31日生)</p> <p>男性</p>	<p>1996年11月 有限会社ホライズン・デジタル・エンタープライズ(現:当社)設立 取締役副社長 就任</p> <p>1997年11月 株式会社ホライズン・デジタル・エンタープライズ(現:当社)代表取締役社長 就任(現任)</p> <p>2016年10月 台湾惠頂益股份有限公司 董事長 就任(現任)</p> <p>2018年10月 株式会社HDE(現:当社)、クラウド・プロダクト・ディベロップメント・ディビジョン 担当執行役員(現任)</p>	7,933,400株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>小椋一宏氏は、当社の創業メンバーの一人であり、代表取締役社長として長年に亘り経営を牽引するとともに、当社の技術部門の責任者として手腕を発揮し、技術革新の早いIT業界において、当社の持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。また、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督にも十分な役割を果たしてきました。</p> <p>上記の理由により、当社は、同氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p>再任</p> <p>みやもと かずあき 宮本 和明</p> <p>(1973年6月14日生)</p> <p>男性</p>	<p>1996年11月 有限会社ホライズン・デジタル・エンタープライズ(現:当社)入社</p> <p>1997年11月 株式会社ホライズン・デジタル・エンタープライズ(現:当社)代表取締役副社長 就任(現任)</p> <p>2016年10月 台湾惠頂益股份有限公司 董事 就任(現任)</p> <p>2018年10月 株式会社HDE(現:当社)カスタマー・サクセス・ディビジョン 担当執行役員</p> <p>2021年10月 当社 HDEディビジョン 担当執行役員</p> <p>2022年4月 当社 メッセージング・ビジネス・ディビジョン 担当執行役員(現任)</p> <p>2023年4月 当社 カスタマー・グロース・ディビジョン 担当執行役員</p> <p>2023年10月 当社 インターナル・DX・ディビジョン 担当執行役員(現任)</p>	3,759,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>宮本和明氏は、当社の創業メンバーの一人であり、当社の代表取締役副社長として、長年に亘り当社の経営を牽引しております。また、SaaS事業を推進する当社にとって最も重要な機能の一つであるカスタマー・サクセス部門を掌管し、業務を執行するとともに、コンプライアンス担当取締役として、当社の健全な経営を推進する等、当社の持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。</p> <p>上記の理由により、当社は、同氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
3	<p>再任</p> <p>ながとめ よしき 永留 義己</p> <p>(1974年10月11日生)</p> <p>男性</p>	<p>1997年2月 有限会社ホライズン・デジタル・エンタープライズ(現:当社)入社</p> <p>1998年2月 株式会社ホライズン・デジタル・エンタープライズ(現:当社)取締役副社長 就任(現任)</p> <p>2016年10月 台湾惠頂益股份有限公司 董事 就任(現任)</p> <p>2018年10月 株式会社HDE(現:当社) クラウド・セールス・ディビジョン 担当執行役員 株式会社HDE(現:当社) コーポレート・コミュニケーション・オフィス・ディビジョン 担当執行役員 株式会社HDE(現:当社) グローバル・ビジネス・ディベロップメント・ディビジョン 担当執行役員</p> <p>2021年4月 当社 ビジネス・ディベロップメント・ディビジョン 担当執行役員</p> <p>2021年10月 当社 コーポレート・コミュニケーション・ディビジョン 担当執行役員</p> <p>2022年10月 当社 プロダクト・プランニング・アンド・リサーチ・ディビジョン 担当執行役員</p>	3,389,800株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>永留義己氏は、当社の創業メンバーの一人であり、当社の取締役副社長として、長年に亘り当社の経営を牽引しております。また、SaaS事業を推進する当社にとって重要となるクラウドセールス部門を管掌し、業務を執行するとともに、投資部門を管掌し、投資活動を促進する等、当社の持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。上記の理由により、当社は、同氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4	<p>再任</p> <p>あまの はるお 天野 治夫</p> <p>(1975年8月15日生)</p> <p>男性</p>	<p>1999年11月 株式会社ホライズン・デジタル・エンタープライズ(現:当社)入社</p> <p>2005年12月 株式会社ホライズン・デジタル・エンタープライズ(現:当社) ビジネス・アドミニストレーション・ディビジョン 担当執行役員 兼 ディビジョン統括</p> <p>2018年12月 台湾惠頂益股份有限公司 監察人 就任</p> <p>2020年12月 当社 取締役副社長 就任(現任)</p> <p>2021年4月 当社 ビジネス・アドミニストレーション・ディビジョン 担当執行役員 当社 ビジネスプランニングアンドアナリシス・ディビジョン 担当執行役員</p>	240,338株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>天野治夫氏は、当社の創業期より、長年に亘り当社のコーポレート部門において中心的な役割を果たし、2005年からは、執行役員として、財務、経理、法務、人事等の管理部門を統括し、当社の経営を管理の側面から支援するとともに、コーポレート・ガバナンスにおいても、重要な職責を担う等、当社の持続的成長と企業価値向上に貢献してまいりました。また、当社の取締役就任後もコーポレート部門全般を管掌し、当社の健全な成長と企業価値向上に貢献しております。上記の理由により、当社は、同氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社の 株式数
5	<div style="text-align: center;"> 再任 社外 <small>たかおか み お</small> 高岡 美緒 (1979年5月3日生) 女性 </div>	1999年7月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社 2002年7月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現：モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社) 入社 2004年12月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現：モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社) ヴァイスプレジデント 就任 2006年4月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社 入社 2006年12月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社 シニアヴァイスプレジデント資本市場部 部長 2009年1月 マネックスグループ株式会社 入社 2014年1月 マネックスグループ株式会社 執行役員 新事業企画室長 2014年4月 マネックスベンチャーズ株式会社 取締役 就任 2017年9月 株式会社メディカルノート入社 2017年9月 Arbor Ventures Partner 就任 2018年3月 株式会社メディカルノート 取締役CFO 就任 2020年12月 株式会社セプテーニ・ホールディングス 社外取締役 就任(現任) 2021年3月 株式会社カヤック 社外取締役 就任 2021年4月 DNX Ventures Partner 就任(現任) 2021年12月 当社 社外取締役 就任(現任) 2022年3月 株式会社電通国際情報サービス(現：株式会社電通総研) 社外取締役 就任(現任) 2022年3月 株式会社カヤック 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	1,300株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 高岡美緒氏は、ゴールドマン・サックス証券株式会社、モルガン・スタンレー証券株式会社(現：モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)等、複数の証券会社において、戦略的M&A、新規事業開発、CVC(コーポレートベンチャーキャピタル)運営に携わり、また、その他の事業会社においては、取締役CFOとして、コーポレート・ファイナンス、管理部門、人事広報部門を掌管するなど、豊富な経験と知見を有しております。 当社は、新製品開発活動、投資活動、M&A等を組み合わせることで、常に新しいプロダクトを模索し、創造し続けることを成長戦略の一つとして位置付けており、同氏の豊富な経験に基づく、客観的な立場からのご意見やご指摘は、当社の成長戦略の実現の加速及び経営に対する監督機能の向上を図るうえで、有益であります。そのため、当社の社外取締役に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p> <p>【期待される役割の概要】 同氏が再任された場合は、投資全般の経験と知見に加え、管理部門全般についての経験と知見を有していることから、事業開発及び内部統制全般について、バランス感覚を持った幅広い視点から、意見、指摘及び判断をいただき、当社の中長期的な企業価値向上に寄与していただくことを期待しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">かとう みちこ</div> 加藤 道子 (1984年8月20日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">女性</div>	2007年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現：モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社) 入社 2010年7月 世界銀行グループ国際金融公社 入社 2014年5月 ハーバード・ビジネス・スクール 卒業 2014年8月 ユニゾン・キャピタル株式会社 入社 2018年7月 株式会社ABEJA 入社 2019年6月 株式会社ABEJA 取締役CFO 就任 2020年12月 トヨタ・リサーチ・インスティテュート・アドバンスト・デベロップメント株式会社 入社 2020年12月 エキサイトホールディングス株式会社 社外取締役 就任(現任) 2021年1月 ウーブン・プラネット・ホールディングス株式会社(現：ウーブン・バイ・トヨタ株式会社)所属 ウーブン・キャピタル プリンシパル(現：パートナー) 就任(現任) 2021年9月 株式会社FIREBUG 社外監査役 就任 2021年12月 当社 社外取締役 就任(現任)	1,300株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 加藤道子氏は、モルガン・スタンレー証券株式会社(現：モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)、世界銀行グループ国際金融公社及びユニゾン・キャピタル株式会社等において、M&A、資本調達、プライベート・エクイティ投資業務等に携わり、また、その他の事業会社においては、取締役CFOとして、コーポレート・ファイナンスを管掌するなど、豊富な経験と知見を有しております。 当社は、新製品開発活動、投資活動、M&A等を組み合わせることで、常に新しいプロダクトを模索し、創造し続けることを成長戦略の一つとして位置付けており、同氏の豊富な経験に基づく、独立的且つ客観的な立場からのご意見やご指摘は、当社の成長戦略の実現の加速及び経営に対する監督機能の向上を図るうえで、有益であります。そのため、当社の社外取締役に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p> <p>【期待される役割の概要】 同氏が再任された場合は、投資全般の経験と知見に加え、取締役CFOとしてコーポレート・ファイナンスを管掌した経験と知見を有していることから、特に当社の財務面の強みを活かした事業開発に関する意見、指摘及び判断をいただき、当社の中長期的な企業価値向上に寄与していただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 再任再任取締役候補者、社外社外取締役候補者、独立東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 永留義己氏は、2024年10月1日付で、コーポレート・コミュニケーション・ディビジョン及びプロダクト・プランニング・アンド・リサーチ・ディビジョンの担当執行役員を退任しております。
3. 候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
 高岡美緒氏は、ベンチャーキャピタルであるDNX VenturesのPartnerとして、同ベンチャーキャピタルが組成するファンドを担当しており、当社は同ファンドに出資を行っております。その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 高岡美緒氏及び加藤道子氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本株主総会最終の時をもって3年となります。
5. 当社は加藤道子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は高岡美緒氏及び加藤道子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、両候補者が職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。本総会の決議事項第2号議案及び本議案が承認可決され、両候補者が社外取締役に就任した場合は、当社は両候補者との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役候補者全員がその被保険者に含まれます。保険料は全額当社が負担することとしており、当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害が補填されます。本議案が承認可決され、取締役候補者が取締役に就任した場合は、その全員が引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
8. 「候補者の有する当社の株式数」については、2024年9月30日現在の所有株式数を記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、監査等委員の候補者の選任につきましては、選任プロセスの客観性・透明性を高めるため、独立役員を委員の過半数とし、かつ独立役員を委員長とする任意の指名・報酬委員会での審議を経ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
1	<p>新任 ごとう ふみあき 後藤 文明 (1953年4月26日生) 男性</p>	<p>1998年2月 アライドテレシス株式会社 入社 2001年4月 株式会社ホライズン・デジタル・エンタープライズ(現:当社) 監査役 就任(非常勤) 2001年6月 株式会社ゴンゾ・ディジメーション・ホールディング(現:株式会社ゴンゾ) 監査役 就任 2005年9月 株式会社ワープゲートオンライン(現:株式会社ロソインデックス) 取締役 就任(非常勤) 2005年12月 株式会社GDHキャピタル(現:株式会社ザイタス・パートナーズ) 取締役 就任 2006年2月 GKEntertainment 取締役 就任(非常勤) 2007年6月 株式会社GDH(現:株式会社ゴンゾ) 取締役 就任 2009年1月 株式会社ゴンゾロソ(現:株式会社ロソインデックス) 代表取締役 就任 2009年10月 株式会社アトラス 取締役 就任(非常勤) 2012年9月 株式会社ジーニー 監査役 就任(非常勤) 2013年9月 イートラスト株式会社 取締役 就任 2016年3月 株式会社モンスター・ラボ(現:株式会社モンスターラボホールディングス) 取締役 就任 2017年3月 株式会社モンスター・ラボ(現:株式会社モンスターラボホールディングス) 取締役副社長 就任 2018年6月 株式会社ジーニー 取締役兼監査等委員 就任 2018年12月 株式会社HDE(現:当社) 社外取締役 就任 2022年4月 株式会社モンスターラボホールディングス 顧問 就任 2022年12月 当社 常勤監査役 就任(現任)</p>	24,500株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 後藤文明氏は、独立社外取締役として、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行から独立した視点、且つ、多角的な視点から当社の経営に有用な助言、提言を行い、また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための有用な意見及び指摘をする等、重要な役割を果たしてまいりました。 また、同氏は、長年に亘り当社の社外監査役を務められ、直近2年間においては常勤監査役として、精力的に情報収集を行い、当社における課題及び問題を適切に把握し、経営陣に提起するなど、当社の経営に対し、実効性のある監査、監督機能を発揮し、当社の健全な成長と企業価値向上に貢献しております。 今後その知識と経験を活かし、実効性のある監査、監督のための助言を行っていただきたく、監査等委員である取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> はやかわ あけのぶ 早川 明伸 (1974年1月4日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">男性</div>	2005年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 中島経営法律事務所入所 2010年4月 中島経営法律事務所 パートナー 就任 2015年4月 弁護士法人トラスト早川経営法律事務所(現: 弁護士法人トラスト早川・村木経営法律事務所) 設立 代表弁護士(現任) 2016年2月 独立行政法人中小企業基盤整備機構 BusiNestアクセラレーターコースメンター 就任(現任) 2018年12月 株式会社HDE(現: 当社) 社外監査役 就任(現任) 2020年3月 株式会社モンスター・ラボ(現: 株式会社モンスターラボホールディングス) 監査役 就任(現任) 2023年3月 Chatwork株式会社(現: 株式会社kubell) 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	1,300株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>早川明伸氏は、弁護士としての企業法務分野における専門的な知識と豊富な経験に加え、高い見識を有しております。今後もその知識と経験に基づき、独立かつ客観的な立場から、当社監査機能の一層の強化を図るための有用な助言や提言を行っていただきたく、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。</p>			
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> おない くにひろ 小内 邦敏 (1975年1月27日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">男性</div>	1997年4月 東京証券取引所(現: 株式会社東京証券取引所) 入所 2003年8月 杉山会計事務所 入所 2005年1月 小内会計事務所 入所 2009年10月 Ebisu税理士法人設立 パートナー 就任(現任) 2010年12月 株式会社オークファン 社外監査役 就任 2018年12月 株式会社HDE(現: 当社) 社外監査役 就任(現任)	1,300株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>小内邦敏氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、税理士としての企業会計及び税務会計分野における専門的な知識と豊富な経験に加え、高い見識を有しております。今後もその知識と経験に基づき、独立かつ客観的な立場から、当社監査機能の一層の強化を図るための有用な助言や提言を行っていただきたく、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。</p>			

- (注) 1. 新任 新任取締役候補者、社外 社外取締役候補者、独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
3. 早川明伸氏及び小内邦敏氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は早川明伸氏及び小内邦敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、両候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は引き続き両候補者を独立役員とする予定であります。
5. 当社は各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、各候補者が職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。本議案が承認可決され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は各候補者との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、候補者全員がその被保険者に含まれます。保険料は全額当社が負担することとしており、当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害が補填されます。本議案が承認可決され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、その全員が引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
7. 「候補者の有する当社の株式数」については、2024年9月30日現在の所有株式数を記載しております。
8. 監査等委員である社外取締役候補者には、その経験・見識等に基づき、独立した立場から業務執行取締役の職務の執行を監査いただくこと、及び取締役会の一員として意思決定に参画いただくとともに、業務執行取締役の職務の執行を監視・監督いただくことを期待しております。

【ご参考】取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を含む。）のスキル・マトリックス

本総会において第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役（監査等委員である取締役を含む。）の構成並びに各候補者の専門性及び経験に関するスキル・マトリックスは以下のとおりです。

意思決定におけるスキル								監督機能におけるスキル		
氏名	当社における地位 (予定)	企業経営	テクノロジー・イノベーション・マネジメント※	事業・営業戦略マーケティング	投資・M&A	海外事業	人事・人材開発	法務・コンプライアンス・リスクマネジメント	ガバナンス・内部統制	財務・会計
小椋 一宏	代表取締役社長	●	●	●	●	●				
宮本 和明	代表取締役副社長	●	●	●			●	●		
永留 義己	取締役副社長	●	●	●	●					
天野 治夫	取締役副社長	●			●		●	●	●	●
高岡 美緒	取締役(社外)	●	●	●	●	●				●
加藤 道子	取締役(独立社外)	●	●	●	●	●				●
後藤 文明	常勤監査等委員 取締役	●		●	●	●			●	●
早川 明伸	監査等委員取締役(独立社外)				●			●	●	
小内 邦敬	監査等委員取締役(独立社外)				●				●	●

※テクノロジー・イノベーションマネジメント・・・DXの推進、データ主導の意思決定、ITガバナンス、新技術の導入及び戦略的活用、新興技術の理解と事業活用のスキル

(注)上記一覧表は、取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を含む。）の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役（補欠の監査等委員。以下、本議案において同じ。）1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本選任の効力は、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

加えて、補欠の監査等委員の候補者の選任につきましては、選任プロセスの客観性・透明性を高めるため、独立役員を委員の過半数とし、かつ独立役員を委員長とする任意の指名・報酬委員会での審議を経ております。

補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> かとう みちこ 加藤 道子 (1984年8月20日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">女性</div>	2007年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現：モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社) 入社 2010年7月 世界銀行グループ国際金融公社 入社 2014年5月 ハーバード・ビジネス・スクール 卒業 2014年8月 ユニゾン・キャピタル株式会社 入社 2018年7月 株式会社ABEJA 入社 2019年6月 株式会社ABEJA 取締役CFO 就任 2020年12月 トヨタ・リサーチ・インスティテュート・アドバンスト・デベロップメント株式会社 入社 2020年12月 エキサイトホールディングス株式会社 社外取締役 就任(現任) 2021年1月 ウーブン・プラネット・ホールディングス株式会社(現：ウーブン・パイ・トヨタ株式会社)所属 ウーブン・キャピタル プリンシパル(現：パートナー) 就任(現任) 2021年9月 株式会社FIREBUG 社外監査役 就任 2021年12月 当社 社外取締役 就任(現任)	1,300株
<p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>加藤道子氏は、モルガン・スタンレー証券株式会社（現：モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社）、世界銀行グループ国際金融公社及びユニゾン・キャピタル株式会社等において、M&A、資本調達、プライベート・エクイティ投資業務等に携わり、また、その他の事業会社においては、取締役CFOとして、コーポレート・ファイナンスを管掌するなど、豊富な経験と知見を有しております。</p> <p>当社は、新製品開発活動、投資活動、M&A等を組み合わせることで、常に新しいプロダクトを模索し、創造し続けることを成長戦略の一つとして位置付けており、同氏の豊富な経験に基づく、独立的且つ客観的な立場からのご意見やご指摘は、当社の成長戦略の実現の加速及び経営に対する監督機能の向上を図るうえで、有益であります。そのため、監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 加藤道子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 なお、同氏は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
3. 加藤道子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、加藤道子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、その後同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を同取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
5. 当社は加藤道子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、同氏が職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。本議案が承認可決され、その後同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役候補者全員がその被保険者に含まれます。保険料は全額当社が負担することとしており、当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害が補填されます。本議案が承認可決され、その後、加藤道子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
7. 「候補者の有する当社の株式数」については、2024年9月30日現在の所有株式数を記載しております。
8. 候補者には、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言をいただくとともに、当社経営の健全性確保に貢献いただくことを期待しております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2005年12月26日開催の第9期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、後掲のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであり、その内容は相当であると判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は2名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額80百万円以内と定めることといたしたく存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。なお、本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準、想定しております今後の監査等委員である取締役の員数の動向及び監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社は、2021年12月23日開催の第25期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を含む。）に株主価値の最大化を図るための中長期的なインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有を目的として、取締役（社外取締役を含む。）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する制度（以下、「本制度」という。）として、金銭報酬額とは別枠にて、年額60百万円以内（うち、社外取締役は年額5百万円以内）、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年16,000株以内（うち、社外取締役分は年2,000株以内）とご決議いただき今日に至っております（2022年1月1日付で実施した普通株式1株につき2株の株式分割による調整後の当該普通株式の総数は、年32,000株以内（うち社外取締役分は年4,000株以内）となっております。）が、当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役（社外取締役を含む。）に対する本制度にかかる報酬枠を廃止し、改めて、第6号議案においてお諮りする報酬等の額とは別枠で、取締役（社外取締役を含む。監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

対象取締役は、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全額を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額90百万円以内（うち社外取締役分は年額7.5百万円以内）とし、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年32,000株以内（うち社外取締役分は年4,000株以内）といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じ調整されるものといたします。

なお、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、各対象取締役への具体的な付与の時期、配分については、取締役会において決定することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案について、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、後掲のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しており、本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであることから、相当であるものと判断しております。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式総数の上限の発行済株式総数（2024年9月30日時点）に占める割合は0.1%程度と、新たに株式が発行される場合、その希薄化率は軽微であります。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の付与の対象となる取締役は、6名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の

内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が、1年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める役務提供予定期間（以下「役務提供予定期間」という。）が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役等が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

第9号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、第7号議案においてお諮りする報酬等の額とは別枠で、監査等委員である取締役（社外取締役を含む。以下、本議案において「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

対象取締役は、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全額を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額8百万円以内とし、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年4,000株以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じ調整されるものといたします。なお、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、各対象取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

なお、本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準、想定しております今後の監査等委員である取締役の員数の動向及び監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式総数の上限の発行済株式総数（2024年9月30日時点）に占める割合は0.01%程度と、新たに株式が発行される場合の希薄化率は軽微であります。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が、1年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める役務提供予定期間（以下「役務提供予定期間」という。）が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割

当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役等が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

<取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（案）>

1. 基本方針

1) 報酬の体系

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。社外取締役を含む。以下同様。）の報酬は、金銭による固定報酬である基本報酬および非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成する。なお、各業務執行取締役について、今後業績連動報酬が、各業務執行取締役の継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして機能すると判断した場合には、さらにこれを組み合わせた報酬体系とする。

2) 報酬の水準

当社の業務執行取締役の報酬水準は、当社または当社グループの中長期的な成長を担う人材を確保、維持できる水準を目標とする。また、当社の社外取締役の報酬水準は、当社グループの業務の適正を確保するため、財務、会計、法務等、専門的知見を有し、株主の目線に立った、適切な意見を経営に反映させることができる人材および当社グループの中長期的な成長戦略の実現に必要な専門的知見を有し、当社グループの中長期的な成長を担うことができる人材を確保、維持できる水準を目標とする。

2. 金銭による固定報酬である基本報酬の算定方法および付与の時期または条件の決定に関する方針

当社の個人別の取締役の基本報酬は、同業または同規模の他企業との比較および当社の業績ならびに財務状況を考慮しつつ、個々の職責および業績貢献に基づき、総合的に勘案して決定し、毎月定額を支給する。

3. 非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の内容および額もしくは数またはその算定方法、ならびに付与の時期または条件の決定に関する方針

当社の取締役に対して、中長期的な業績向上に向けたインセンティブを適切に付与することを目的として、毎年一定の時期に（主に定時株主総会後に速やかに）、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額等の範囲にて、譲渡制限付株式報酬を支給する。譲渡制限付株式報酬の支給額または数等の具体的内容については、基本報酬と比較して過大にならない範囲で、個別の取締役の役位、職責、業績等を総合的に考慮して決定する。

4. 金銭による固定報酬である基本報酬の額および非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

当社の各業務執行取締役の報酬の種類ごとの割合は、基本報酬を70%、株式報酬を30%とすることを目安とし、各社外取締役の報酬の種類ごとの割合は、基本報酬を85%、株式報酬15%とすることを目安とし、個々の職責および業績貢献に基づき、総合的に勘案して適切な報酬比率となるように決定する。

5. 取締役の個人別の報酬額についての決定に関する事項

当社の個人別の取締役の報酬等については取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその額または数等の具体的内容の決定について委任を受け、本決定方針に従って決定する。

また、当該個人別の取締役の報酬額の決定権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長は本決定方針に従って個人別の取締役の報酬等の額または数等の具体的内容の原案を作成し、指名・報酬委員会に説明・提案をすることとし、取締役会は指名・報酬委員会に対し当該原案に関する諮問を行い、答申を受けることとする。その後、代表取締役社長は指名・報酬委員会の答申を最大限に尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

【個人別の取締役の報酬額の決定を代表取締役社長に委任する理由】

代表取締役社長は、当社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知しており、適切に個人別の取締役の報酬額を決定できると判断しているため。

以上

事業報告

(2023年10月1日から)
(2024年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、創業以来「テクノロジーの解放(Liberation of Technology)で世の中を変えていく。」という経営理念を掲げ、私たちの技術や時代の先端をいく技術を、企業が恩恵を受けやすい形に整え、新しい価値として提供することにより、世界の発展に貢献するべく事業を展開しております。

当社グループの属するソフトウェア業界を含む情報通信サービス業界では、少子高齢化により日本の労働力人口が減少しているという課題に対処するための労働生産性向上の観点だけではなく、BCP(事業継続計画)対策、あるいはデジタルトランスフォーメーションの観点からも、クラウドサービスに対する需要は一層拡大傾向となっております。

こうした経営環境のなかで、当社グループは、クラウドサービスを導入して業務効率化を図る企業に対し、クラウドサービスの利便性を損なうことなく、セキュリティリスクを軽減させる「HENNGE One」を成長のドライバーと位置付け、事業を推進しております。

場所や端末を選ばずにいつでもどこからでも機動的に利用できるというクラウドサービスの特性は、業務に幅広い柔軟性をもたらします。しかしながらこの特性は、たとえば意図しない場所からアクセスが可能になってしまうかもしれないといったセキュリティ上の懸念にも繋がります。また、業務の基盤となるメールシステムも含めたグループウェアをクラウドに移行する場合、メール誤送信やファイル共有設定ミスによる情報漏洩や、年々リスクが高まっている標的型攻撃などといった様々な脅威への対策もあわせて検討する必要があります。

「HENNGE One」は、様々なクラウドサービスに対する横断的なアクセスコントロールを実現するSaaS認証基盤に加えて、メール誤送信対策やファイル共有管理機能といった情報漏洩対策機能、さらにランサムウェアや標的攻撃メールへの対策などのサイバーセキュリティにも対応した、クラウド型のワークスタイルに移行する企業をサポートするための総合的なサービスです。

当社グループは、より多くの企業がクラウドサービスを導入することで労働生産性向上を実現し、その他にもBCP対策やデジタルトランスフォーメーションの実現を推進し、それによって日本経済がさらに活性化するよう貢献したいと考えております。

当社グループは、中長期的な株主価値及び企業価値の向上を目指すべく、主要サービスである「HENNGE One」のLTV(注1)及びARR(注2)を重要な経営指標としております。

当連結会計年度においても、このLTV及びARRの最大化を目指すため、契約企業数とユーザあたり単価を向上させるとともに、低解約率・低原価率の維持を図ってまいりました。2024年4月には、経営理念である「テクノロジーの解放」の実現に向けて市場のニーズにより一層対応していくため、HENNGE Oneの提供カテゴリを「Identity」「DLP」「Cybersecurity」の3つに増強するなどリブランディングを行いました。これに併せ、2024年7月には新サービスである「HENNGE File DLP」(クラウド上のファイル情報漏えい対策サービス)の販売を開始し、新機能である「HENNGE Tadrill」(標的型攻撃メールに対する訓練・報告サービス)をHENNGE Oneに追加したほか、「HENNGE Access Control」へのユーザープロビジョニング機能を追加いたしました。

そのほか、当社グループとしてのARRの向上を引き続き図るべく、2023年10月には、当社業務資本提携先である株式会社kickflowが提供するクラウドワークフロー「kickflow」の販売を開始するなど、社内開発活動や新規事業開発に止まらず、事業投資や事業連携等も継続的に推進しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高8,365百万円（前連結会計年度比23.5%増）、営業利益1,015百万円（同43.4%増）、経常利益1,000百万円（同40.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益827百万円（同62.6%増）となりました。なお、売上高のうち8,251百万円（売上高全体のうち98.6%）は解約がされない限り翌期も継続的に売上高となる性質の売上で構成されており、当社グループの安定的な収益基盤を構築しております。また、為替変動やセキュリティ強化などによるHENNGE Oneのインフラコストの増加や開発人員の拡充等の要因はあるものの、HENNGE Oneの価格改定等の影響により、売上総利益率は前連結会計年度比0.3ポイント増の84.1%となりました。

当社グループの事業セグメントは単一セグメントですが、売上区分別の事業概況は、次のとおりです。

1. HENNGE One事業

不正ログイン対策、スマートフォン紛失対策、メール・ファイルの情報漏洩対策や標的型攻撃対策などを一元的にクラウドサービス上で提供する「HENNGE One」については、営業面では、大手企業、販売パートナー、新規顧客、既存顧客など様々なアプローチ先に焦点を当てた各種イベントの開催など、多層的な顧客アプローチを実施しました。また、2024年4月には最新の市場ニーズに対応したHENNGE Oneのリブランディングを行い、全国各地の様々なイベントでの展開により、HENNGE Oneの新たな価値を伝えてきました。

また、新規顧客獲得に向けた体制強化のため、より高付加価値を生み出すことのできる体制を意識した採用・教育を進めるとともに、引き続き販売パートナーとの連携強化を推進し、首都圏及びその他の地域での販売拡大のための体制強化にも注力いたしました。運営面では、新規顧客獲得体制の充実を図るとともに、2024年4月からの新たなライセンス体系を基に、新規顧客の獲得のみならず既存顧客にも新ライセンス体系への移行を促しながら、ユーザあたり単価の向上に繋げつつも低い解約率を維持するための施策を進めてまいりました。

さらに開発面においては、当連結会計年度にも新機能を順次リリースいたしました。今後の既存機能の改善や新機能の追加開発のため、引き続き日々研究開発を重ねております。

これらの活動の結果として、中小規模の企業を中心とした新規受注の獲得、ユーザあたり単価の上昇等により、ARRは前連結会計年度末比26.3%増と伸びました。

この結果、HENNGE One事業の売上高は、7,737百万円（前連結会計年度比23.8%増）となりました。また、翌連結会計年度の収益見込みのベースとなるARRは8,753百万円（前連結会計年度末比26.3%増）、当連結会計年度末時点の契約企業数は2,951社（同13.1%増）、契約ユーザ数は2,494,882人（同4.8%増）、直近12ヶ月の平均月次解約率は0.54%（同0.27ポイント増）となりました。

2. プロフェッショナル・サービス及びその他事業

プロフェッショナル・サービス及びその他事業については、業績は期初策定の計画どおりに推移いたしました。クラウド型のメール配信システム「Customers Mail Cloud」につきましては、新規顧客獲得、既存顧客のアカウント追加等の受注、メール配信量の増加などの他、企業のDMARC対応における需要の高まりも相まって、順調に推移いたしました。営業面では販路拡大に向けた取り組みを継続し、開発面ではさらなる機能の向上施策を行いました。

この結果、プロフェッショナル・サービス及びその他事業の売上高の合計は、628百万円（前連結

会計年度比19.4%増)となりました。

(注1)LTV (Life Time Value)

顧客が顧客ライフサイクルの最初から最後までに当社の商品やサービスを購入した(する)金額の合計です。

(注2)ARR (Annual Recurring Revenue)

対象月の月末時点における契約ユーザから獲得する、翌期以降も経常的に売上高に積み上げられる可能性の高い年間契約金額の総称です。

(2) 設備投資の状況

特筆すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 技術革新への対応

AI技術の急速な技術発展等に伴い、IT業界における日進月歩の技術革新に留まらず、多くの企業においてデジタル変革(DX化)が一層進んでおり、当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、様々な新技術をサービスに適切に取り入れていくこと及び市場やユーザのニーズを適時、的確に捉えることが重要であると認識しております。

当社グループでは、2024年4月に、これまでの「IdP」「E-mail Security」の2つのカテゴリを「Identity」「DLP」「Cyber Security」の3つにカテゴリライズし、増強することで、今後もより一層市場のニーズに対応し、「テクノロジーの解放」を実現できるよう、HENNGE Oneのリブランディングを実施いたしました。

当社グループでは、リブランディングされたHENNGE Oneの価値をより高めることにも注力しており、2024年7月には「HENNGE File DLP」(クラウド上のファイル情報漏えい対策サービス)を新サービスとして発売開始し、また、「HENNGE Tadrill」(標的型攻撃メールに対する訓練・報告サービス)を新機能として追加したほか、「HENNGE Access Control」にユーザープロビジョニング機能を追加いたしました。

なお、2023年10月に当社業務資本提携先である株式会社kickflowが提供するクラウドワークフロー「kickflow」の販売開始をするなど、社内開発活動や新規事業開発に加え、事業投資や事業提携等も推進していくことで、市場のニーズに合致した技術力の向上に取り組んでおります。

② 開発体制の効率化と強化

ITや先進技術分野への需要は拡大しており、IT技術者不足が、企業の開発力の維持、強化を阻む要因の一つとなっております。当社グループでは、優秀なIT技術者の採用と育成強化に取り組むとともに、国外も含めた幅広い層にアプローチすることで、より優秀な人材の確保に努めてまいりました。グローバルインターンシッププログラムの実施や、英語の社内公用語化等の取り組みをしており、今後も国籍を問わない採用に注力するなど、体制の強化を図ってまいります。

③ 認知度の向上及び販売力の強化

HENNGE OneのARRにつきまして、当連結会計年度は前連結会計年度末比26.3%増と順調に伸長しております。しかし、更なる収益拡大には、当該サービスの認知度向上と営業力の強化が重要であると認識しております。当連結会計年度も前連結会計年度に引き続き、新規顧客獲得に向けた体制強化のため、より高付加価値を生み出すことのできる体制を意識した採用を推進いたしました。加えて、大手企業、販売パートナー、新規顧客、既存顧客など様々なアプローチ先に焦点を当てた各種イベントの開催など、多層的な顧客アプローチを実施いたしました。

今後も状況に応じた戦略的かつ効果的な広告宣伝活動を実施するとともに、優秀な営業人材の採用や育成、そして販売パートナーとの連携強化を図ってまいります。また、HENNGE Oneは一度導入いただくと長期に渡りご利用いただけるサービスです。現在のサービス価値に加えて、将来のHENNGE Oneの発展とともに、顧客企業もHENNGE Oneを活用し続けることでセキュアにDXを推進いただけることを、広くアピールできるような施策も図ってまいります。

④ 海外への展開

HENNGE Oneはクラウドサービスであるため、国境を越えた展開の可能性を有しております。当社グループでは、中長期的にSaaSの利用拡大が特に見込まれるアジア市場を引き続きターゲ

ットとして捉え、販売拡大を図るとともに、アジア市場以外の海外市場への進出可能性につきましても、継続して検討してまいります。

⑤ 人材の採用・育成とダイバーシティの推進

変化の激しい環境において、常に変化と挑戦が必要だと考えており、そのために多種多様なバックグラウンドを持つ優秀な人材の採用及び育成が重要であると認識しております。当社グループでは、英語を社内公用語とし、ダイバーシティを尊重するカルチャーを醸成するとともに、当社グループのカルチャーに共感した優秀な人材が中長期に亘って高い意欲を持って働ける環境の整備に取り組んでおります。また、オンサイト・リモート環境それぞれの特性を生かしたハイブリッド型の研修プログラムを構築、改善するなど、人材の育成にも努めております。

なお、当連結会計年度においては、採用目標数を大幅に下回る結果となりました。当社グループが今後更なる成長を遂げるためには、採用推進による体制強化は急務であると考えております。そのため、引き続き、ブランディング向上を含めた採用力強化に資する戦略と活動を模索してまいります。

⑥ 顧客満足度の向上

LTV最大化のためには顧客満足度の向上が必要であると考えております。当社グループでは、前連結会計年度に引き続き、顧客ニーズを反映した新機能を順々に追加しております。今後も積極的にユーザとのコミュニケーションを図ることで、新機能の理解促進を図るとともに、サービスに対する要望・意見を収集・分析し、既存サービスの改善及び新サービスの開発に反映させてまいります。

⑦ コーポレート・ガバナンスの強化

コーポレート・ガバナンスを企業経営の透明性・公正性を確保し、継続的な成長を図るために必要不可欠な機能と位置付けております。当社グループでは、2024年9月開催の取締役会にて、2024年12月開催予定の第28期定時株主総会での承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行することを決議するとともに、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置することを決議いたしました。株主をはじめ、ステークホルダーとの信頼関係に基づく経営を実現できるようガバナンスの強化に努めるとともに、企業経営のリスクに対応するための内部統制システムの運用についても、監督・監査機能の強化、充実を図ってまいります。

また、監査等委員会及び「指名・報酬委員会」の設置を機に、取締役会の監督機能強化、コーポレート・ガバナンス体制の強化、意思決定の迅速性と柔軟性を向上させることで、さらなる企業価値向上を目指してまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区分	第25期 2021年9月期	第26期 2022年9月期	第27期 2023年9月期	第28期 2024年9月期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	4,844,887	5,646,198	6,775,545	8,364,548
経常利益(千円)	383,403	452,149	712,830	999,781
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	223,835	321,169	508,834	827,410
1株当たり当期純利益(円)	6.93	9.88	15.75	25.67
総資産(千円)	4,491,217	5,205,645	6,294,786	8,285,227
純資産(千円)	1,842,829	2,091,805	2,415,276	2,986,668
1株当たり純資産(円)	56.72	64.36	74.17	91.22

- (注) 1. 当社は、2021年11月12日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期以降に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
台湾惠頂益股份有限公司	22,500千台湾ドル	100%	HENNGE Oneの販売等

(注) 台湾惠頂益股份有限公司は、2024年1月に、5,000千台湾ドルの増資を行っております。

(11) 主要な事業内容

当社は主に下記のような事業を展開しております。

HENNGE One事業	・アクセスセキュリティ、デバイスセキュリティ、Eメールセキュリティ等を含めたサイバーセキュリティ対策のためのクラウドサービスの提供
プロフェッショナル・サービス及び その他事業	・メッセージング分野におけるクラウドサービスの提供 ・それらに付帯するサービスの提供

(12) 主要な事業所(2024年9月30日現在)

本社 東京都渋谷区
大阪ブランチオフィス 大阪府大阪市
名古屋ブランチオフィス 愛知県名古屋市
福岡ブランチオフィス 福岡県福岡市

(13) 従業員の状況 (2024年9月30日現在)

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
311名 (30名)	28名増 (2名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の()は臨時雇用者数(アルバイト)の最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年9月20日開催の取締役会において、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、2024年12月24日開催の第28期定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 123,080,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 32,500,600株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | (自己株式366,654株を含む)
8,712名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
小椋 一宏	7,933,400	24.69
宮本 和明	3,759,000	11.70
永留 義己	3,389,800	10.55
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,572,100	8.00
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	1,425,010	4.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	679,100	2.11
株式会社ブイ・シー・エヌ	600,000	1.87
野村信託銀行株式会社(投信口)	542,400	1.69
BBH FOR GRANDEUR PEAK GLOBAL OPPORTUNITIES FUND	457,900	1.42
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND	406,300	1.26

(注) 持株比率は、発行済株式の総数より自己株式数(366,654株)を控除して計算し、小数点第三位以下の端数を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役(社外取締役を含む。)及び監査役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬を導入しております。

取締役及び監査役に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	12,800株	4名
社外取締役	1,000株	2名
監査役	2,600株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.(4)②取締役及び監査役の報酬等の総額等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

当社は、2024年5月10日開催の取締役会決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

①取得した株式の種類	当社普通株式
②取得した株式の総数	150,000株
③株式の取得価額の総額	150,483,800円
④取得期間	2024年5月13日から2024年6月14日

②自己株式の処分

2023年12月22日開催の取締役会決議に基づき、2024年1月22日付で譲渡制限付株式報酬として処分した自己株式は以下のとおりです。

①処分期日	2024年1月22日
②処分した株式の種類及び数	当社普通株式 16,400株
③処分価額の総額	20,106,400円（1株あたり1,226円）
④処分先	当社の取締役6名（うち社外取締役2名） 当社の監査役3名
⑤処分の目的	上記取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式報酬として交付

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年9月30日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	小椋 一宏	クラウド・プロダクト・ディベロップメント・ディビジョン 担当執行役員	台湾惠頂益股份有限公司 董事長
代表取締役副社長	宮本 和明	メッセージング・ビジネス・ディビジョン 担当執行役員 インターナル・DX・ディビジョン 担当執行役員	台湾惠頂益股份有限公司 董事
取締役副社長	永留 義己	コーポレート・コミュニケーション・ディビジョン 担当執行役員 プロダクト・プランニング・アンド・リサーチ・ディビジョン 担当執行役員	台湾惠頂益股份有限公司 董事
取締役副社長	天野 治夫	—	—
取締役	高岡 美緒	—	株式会社セプテーニ・ホールディングス 社外取締役 株式会社カヤック 社外取締役(監査等委員) DNX Ventures Partner 株式会社電通総研 社外取締役
取締役	加藤 道子	—	エキサイトホールディングス株式会社 社外取締役 ウーブン・キャピタル パートナー

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
常勤監査役	後藤 文明	—	—
監査役	早川 明伸	—	弁護士法人トラスト 早川・村木経営法律事務所 代表弁護士 独立行政法人中小企業基盤整備機構 BusiNest アクセラレーターコースメンター 株式会社モンスターラボホールディングス 監査役 株式会社kubell 社外取締役（監査等委員）
監査役	小内 邦敬	—	Ebisu税理士法人 代表パートナー

- (注) 1. 高岡美緒氏及び加藤道子氏は、社外取締役であります。
2. 早川明伸氏及び小内邦敬氏は、社外監査役であります。
3. 高岡美緒氏は、ベンチャーキャピタルであるDNX VenturesのPartnerとして、同ベンチャーキャピタルが組成するファンドを担当しており、当社は同ファンドに出資を行っております。
4. 加藤道子氏は、ウーブン・キャピタルのパートナーを務めております。なお、ウーブン・キャピタルはウーブン・バイ・トヨタ株式会社の投資ファンドであり、同氏は同社に所属しております。
5. 早川明伸氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務分野における専門的知見を有しております。
6. 小内邦敬氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、加藤道子氏並びに早川明伸氏及び小内邦敬氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社では、迅速な業務執行を目的として、執行役員制度を導入しております。当事業年度末日現在における、取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

役名	氏名	職名
執行役員	汾陽 祥太	プレジデント・オフィス・ディビジョン 担当
執行役員	中込 剛	台湾オフィス・ディビジョン 担当 台湾惠頂益股份有限公司 董事兼総経理
執行役員	三宅 智朗	カスタマー・サクセス・ディビジョン 担当 クラウド・セールス・ディビジョン 担当
執行役員	高須 俊宏	ピープル・ディビジョン 担当
執行役員	箕浦 賢一	クラウド・プロダクト・ディベロップメント・ディビジョン 担当
執行役員	戸村 誠知	ビジネス・アドミニストレーション・ディビジョン 担当
執行役員	小林 遼	ビジネスプランニングアンドアナリシス・ディビジョン 担当 ファイナンス・アンド・アカウンティング・ディビジョン 担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役又は各監査役がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の全ての取締役、監査役、執行役、執行役員、退任役員、管理職従業員(ただし「重要な使用人」に選出された執行役員以外のものをいいます。)、社外派遣役員、相続人であり、取締役会決議により保険料は全額当社が負担することとしております。

当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害が補填されます。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項又は行為に該当した場合には、補填の対象としないこととしております。

- イ. 私的な利益又は便宜の供与を違法に得た場合
- ロ. 犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。)を行った場合
- ハ. 法令に違反することを認識しながら行った行為
- ニ. 被保険者に報酬又は賞与その他の職務執行の対価が違法に支払われた場合
- ホ. 公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行った場合
- ヘ. 贈収賄行為による公務員等に対する違法な利益の供与、申出を行った場合

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a)方針の決定の方法

当社では次のとおり、2024年9月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を改定しております。

(b)当該方針の内容の概要

イ. 基本方針

(i)報酬の体系

当社の取締役（社外取締役を含む。以下同様。）の報酬は、金銭による固定報酬である基本報酬および非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成する。なお、各業務執行取締役について、今後業績連動報酬が、各業務執行取締役の継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして機能すると判断した場合には、さらにこれを組み合わせた報酬体系とする。

(ii)報酬の水準

当社の業務執行取締役の報酬水準は、当社または当社グループの中長期的な成長を担う人材を確保、維持できる水準を目標とする。また、当社の社外取締役の報酬水準は、当社グループの業務の適正を確保するため、財務、会計、法務等、専門的知見を有し、株主の目線に立った、適切な意見を経営に反映させることができる人材および当社グループの中長期的な成長戦略の実現に必要な専門的知見を有し、当社グループの中長期的な成長を担うことができる人材を確保、維持できる水準を目標とする。

ロ. 金銭による固定報酬である基本報酬の算定方法および付与の時期または条件の決定に関する方針

当社の個人別の取締役の基本報酬は、同業または同規模の他企業との比較および当社の業績ならびに財務状況を考慮しつつ、個々の職責および業績貢献に基づき、総合的に勘案して決定し、毎月定額を支給する。

ハ. 非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の内容および額もしくは数またはその算定方法、ならびに付与の時期または条件の決定に関する方針

当社の取締役に対して、中長期的な業績向上に向けたインセンティブを適切に付与することを目的として、毎年一定の時期に（主に定時株主総会後に速やかに）、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内にて、譲渡制限付株式報酬を支給する。譲渡制限付株式報酬の支給額については、基本報酬と比較して過大にならない範囲で、個別の取締役の役位、職責、業績等を総合的に考慮して決定する。

ニ. 金銭による固定報酬である基本報酬の額および非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

当社の各業務執行取締役の報酬の種類ごとの割合は、基本報酬を70%、株式報酬を30%とすることを目安とし、各社外取締役の報酬の種類ごとの割合は、基本報酬を85%、株式報酬を15%とすることを目安とし、個々の職責及び業績貢献に基づき、総合的に勘案して適切な報酬比率となるように決定する。

(c)取締役の個人別の報酬額についての決定に関する事項

当社の個人別の取締役の報酬額の決定権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長は本決定方針に従って個人別の取締役の報酬等の額または数等の具体的内容の原案を作成し、指名・報酬委員会に提案することとし、取締役会は指名・報酬委員会に対し、当該原案に関する諮問を行い、答申を受けることとする。そのうえで、代表取締役社長は取締役会の委任を受け、指名・報酬委員会の答申内容を最大限に尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

当社の個人別の取締役の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受け、上記ロ.及びハ.で定めた評価算定要素を考慮して決定するものとしております。当事業年度におきましては、2023年12月22日開催の取締役会において、当社代表取締役社長 小椋一宏（クラウド・プロダクト・ディベロップメント・ディビジョン担当執行役員）に個人別の取締役の報酬額について具体的内容の決定を委任する旨の決議を行い、同代表取締役社長にて決定を行っております。

こうした決定権限を委任した理由は、当該決定権限の行使に際し、他の取締役と協議、議論を行う等の措置を講じていることにより、代表取締役社長による恣意性が介在する余地が小さく、一定以上の客観性と妥当性を担保できていると判断したためであり、また、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を最も熟知している代表取締役社長は、適切に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

(d)当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における個別報酬については、代表取締役社長が取締役会において必要な説明を行い、代表取締役一任の決議を経たうえで、「(b)当該方針の内容の概要」に記載の方針に従い、個々の職責、業績貢献等を総合的に勘案して決定を行っていることから、取締役会としては、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の 員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち 社外 取締役)	114,284 (14,102)	99,743 (12,900)	—	14,541 (1,202)	6(2)
監査役 (うち 社外 監査役)	35,141 (14,102)	32,250 (12,900)	—	2,891 (1,202)	3(2)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、基本報酬については、2005年12月26日開催の第9期定時株主総会において、年額200,000千円と決議いただいております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は4名です。
また、非金銭報酬については、2021年12月23日開催の第25期定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、年額60,000千円以内（うち社外取締役5,000千

円以内)と決議いただいております。上記表の報酬等の総額及び非金銭報酬等の総額に、当該譲渡制限付株式報酬の額を含めております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は7名(うち社外取締役は3名)です。

2. 監査役の報酬限度額は、2022年12月23日開催の第26期定時株主総会において、基本報酬については、年額50,000千円以内と決議いただいております。また、非金銭報酬については、同株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、年額5,000千円以内と決議いただいております。上記表の報酬等の総額及び非金銭報酬等の総額に、当該譲渡制限付株式報酬の額を含めております。当該株主総会終結時点における監査役の員数は3名(うち社外監査役2名)です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	高岡 美緒	株式会社セプテーニ・ホールディングス 株式会社カヤック DNX Ventures 株式会社電通総研	社外取締役 社外取締役(監査等委員) Partner 社外取締役	同氏は、ベンチャーキャピタルである DNX Ventures の Partner として、同ベンチャーキャピタルが組成するファンドを担当しており、当社は同ファンドに出資を行っております。その他兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	加藤 道子	ウーブン・キャピタル エキサイトホールディングス株式会社	パートナー 社外取締役	左記兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。なお、左記兼職先のウーブン・キャピタルは、ウーブン・バイ・トヨタ株式会社の投資ファンドであり、同氏は同社に所属しておりますが、同社と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	早川 明伸	弁護士法人トラスト 早川・村木経営法律事務所 独立行政法人中小企業基盤整備機構 株式会社モンスターラボホールディングス 株式会社kubell	代表弁護士 BusiNestアクセラレーターコースメンター 監査役 社外取締役(監査等委員)	左記兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	小内 邦敬	Ebisu税理士法人	代表パートナー	左記兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当事業年度開催における取締役会等への出席状況	取締役会等における発言、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務その他の活動状況
社外取締役	高岡 美緒	取締役会に18回中18回 (出席率100%)	当社の経営戦略、その他重要な経営事項の決定に際し、その妥当性・適正性を確保しつつ、当社の中長期的な企業価値向上を図るという期待役割を担うなかで、金融業界における豊富な投資全般の経験と知見に加え、管理部門全般についての経験と知見を活かし、業務執行から独立した視点、且つ、多角的な視点から当社の経営に有用な助言、提言を行うとともに意見を述べる等、適切な役割を果たしております。
	加藤 道子	取締役会に18回中18回 (出席率100%)	当社の経営戦略、その他重要な経営事項の決定に際し、その妥当性・適正性を確保しつつ、当社の中長期的な企業価値向上を図るという期待役割を担うなかで、金融業界における豊富な投資全般の経験と知見に加え、コーポレート・ファイナンスの経験と知見を活かし、業務執行から独立した視点、且つ、多角的な視点から当社の経営に有用な助言、提言を行うとともに意見を述べる等、適切な役割を果たしております。
社外監査役	早川 明伸	取締役会に18回中18回 (出席率100%)、 監査役会に13回中13回 (出席率100%)	弁護士としての企業法務分野における豊富な実務経験と高い専門的見地から、適宜、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言及び発言を行っております。 また、適宜、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
	小内 邦敬	取締役会に18回中18回 (出席率100%)、 監査役会に13回中13回 (出席率100%)	税理士としての企業会計及び税務会計分野における豊富な実務経験と高い専門的見地から、適宜、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言及び発言を行っております。 また、適宜、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社が支払うべき報酬等の額	36,750千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	36,750千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任又は不再任の方針を定めております。
会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

(a) 配当につきましては、成長投資のための内部留保の確保と株主への利益還元のバランスを考慮し、最大限の株主利益を実現するための配当政策を実施することを基本方針としております。

なお、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、ARRの最大化に向けた施策の実施や新サービスの研究開発などに有効活用してまいりたいと考えております。

(b) 自己の株式の取得につきましては、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

連結貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,919,552	流動負債	5,092,752
現金及び預金	6,327,872	買掛金	38,206
売掛金	186,947	未払金	468,086
前払費用	403,932	未払法人税等	280,848
その他	802	契約負債	3,702,787
固定資産	1,365,675	賞与引当金	294,488
有形固定資産	290,064	その他	308,338
建物	251,831	固定負債	205,807
工具、器具及び備品	35,695	資産除去債務	159,549
建設仮勘定	2,539	その他	46,258
無形固定資産	43,083	負債合計	5,298,559
ソフトウェア	30,495	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	12,588	株主資本	2,930,157
投資その他の資産	1,032,527	資本金	521,191
投資有価証券	460,110	資本剰余金	489,269
繰延税金資産	144,378	利益剰余金	2,304,360
敷金及び保証金	282,142	自己株式	△384,662
その他	145,897	その他の包括利益累計額	974
		為替換算調整勘定	974
		新株予約権	55,537
		純資産合計	2,986,668
資産合計	8,285,227	負債及び純資産合計	8,285,227

連結損益計算書

(自 2023年10月1日
至 2024年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,364,548
売上原価		1,329,165
売上総利益		7,035,383
販売費及び一般管理費		6,020,474
営業利益		1,014,909
営業外収益		
受取利息	585	
為替差益	35,391	
その他	60	36,036
営業外費用		
投資事業組合運用損	11,182	
デリバティブ評価損	39,257	
その他	724	51,163
経常利益		999,781
特別利益		
投資有価証券売却益	181,371	181,371
税金等調整前当期純利益		1,181,152
法人税、住民税及び事業税	366,017	
法人税等調整額	△12,276	353,741
当期純利益		827,410
親会社株主に帰属する当期純利益		827,410

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,891,226	流動負債	5,076,244
現金及び預金	6,288,379	買掛金	38,206
売掛金	180,658	未払金	474,423
前払費用	403,562	未払費用	119,120
その他	18,626	未払法人税等	280,848
固定資産	1,377,186	契約負債	3,684,505
有形固定資産	290,064	預り金	11,586
建物	251,831	賞与引当金	290,007
工具、器具及び備品	35,695	その他	177,550
建設仮勘定	2,539	固定負債	205,056
無形固定資産	43,083	資産除去債務	159,549
ソフトウェア	30,495	その他	45,507
ソフトウェア仮勘定	12,588	負債合計	5,281,301
投資その他の資産	1,044,039	純資産の部	
投資有価証券	460,110	株主資本	2,931,575
関係会社株式	12,994	資本金	521,191
長期前払費用	140,878	資本剰余金	489,269
繰延税金資産	144,378	資本準備金	486,891
敷金及び保証金	280,660	その他資本剰余金	2,378
その他	5,019	利益剰余金	2,305,778
		その他利益剰余金	2,305,778
		繰越利益剰余金	2,305,778
		自己株式	△384,662
		新株予約権	55,537
資産合計	8,268,412	純資産合計	2,987,112
		負債及び純資産合計	8,268,412

損益計算書

(自 2023年10月1日
至 2024年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,337,325
売上原価		1,329,165
売上総利益		7,008,160
販売費及び一般管理費		5,968,211
営業利益		1,039,950
営業外収益		
受取利息	440	
為替差益	34,684	
その他	3,051	38,175
営業外費用		
投資事業組合運用損	11,182	
デリバティブ評価損	39,257	
その他	724	51,163
経常利益		1,026,962
特別利益		
投資有価証券売却益	181,371	181,371
特別損失		
関係会社株式評価損	158,478	158,478
税引前当期純利益		1,049,854
法人税、住民税及び事業税	366,017	
法人税等調整額	△12,276	353,741
当期純利益		696,113

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月13日

HENNGE株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 早 稲 田 宏
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 桑 井 祐 介
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、HENNGE株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HENNGE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月13日

HENNGE株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桑 井 祐 介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、HENNGE株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月21日

HENNGE株式会社 監査役会

常勤監査役 後 藤 文 明 ㊟

社外監査役 早 川 明 伸 ㊟

社外監査役 小 内 邦 敬 ㊟

以上